申請・届出名称	（第２８号様式）病院（診療所）開設者死亡（失そう）届
内容	病院又は診療所の開設者が死亡（失そう）した場合に、戸籍法に規定する届出義務者が提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課（久留米商工会館４階）
提出時期	開設者死亡（失そう宣告）後１０日以内
手数料	なし
添付書類	□1　死亡の場合は、死亡診断書の写し又は除籍謄本の写し □2　失そうの場合は、失そう宣告書の写し 〈注意事項〉 　開設者（医師、歯科医師）死亡の場合は、医師、歯科医師免許のまっ消申請を併せて行うこと。
備考	